

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 2 年 3 月 1 9 日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第 2 0 号

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局 I C 証票取扱規程の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号ア中「, 京都市乗合自動車循環 1 号系統の運行に関する規程(以下「循環 1 号系統の運行に関する規程」という。)に定める循環 1 号系統」及び「循環 1 号系統を利用する場合は, 循環 1 号系統の運行に関する規程第 4 条第 1 項に定める運賃とし,」を削る。

第 6 条の 2 中「(循環 1 号系統を除く。以下第 6 条の 4 まで同じ。)」を削る。

第 1 0 条第 2 項を次のように改める。

2 削除

第 1 0 条第 3 項を次のように改める。

3 高速鉄道の利用に際し, 自動改札機では, I C 証票を使用して入場し他の乗車券等で出場又は他の乗車券等で入場し I C 証票で出場することができない。

附 則

この規程は, 令和 2 年 3 月 2 0 日から施行する。ただし, 第 1 0 条第 2 項及び第 3 項の規定は, 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局営業推進室)